

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(消防局分)(令和5年11月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	通信指令課	238-6053	消防行政統合システム改修(和泉市消防指令業務受託対応)業務	株式会社日立製作所 関西支社	381,150,000	R5.11.10	<p>本業務は、本市が和泉市から消防指令業務を受託するにあたり必要となる消防行政統合システムの改修を確実かつ円滑に実施することを目的としている。</p> <p>当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、和泉市消防指令業務を追加することによる当該システム全体への影響範囲を詳細にとらえ、運用に必要な機能追加や設定変更を行う必要があり、当該システムに係る詳細な知識や技術が必須であるため、当該システムを構築した者以外の者による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。</p> <p>仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、影響範囲の誤認や必要な機能等の不備により、重大なシステム障害を発生させ、本市及び和泉市の消防行政に多大な影響を及ぼす恐れがあり、市民の安全にも重大な影響を及ぼすことになる。</p> <p>以上により、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの詳細な知識等を有し、本業務の実施設計及び当該システムの構築を行った株式会社日立製作所以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。</p> <p>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)</p>	1者随契	